

審議事項（８）－２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

「繰延資産の会計処理の当面の取扱い（案）」の概要

１ 実務対応報告の基本的な考え方

- ① 企業会計原則の繰延資産の定義を踏襲し、現行の会計処理を基礎とする。
- ② 原則として、繰延資産を増やす方向での見直しは行わない。
- ③ 償却期間については、合理的な理由がない限り、現行の取扱いを継続する。

２ 項目ごとの会計処理の概要 －現行の会計処理との変更点を中心に－

項 目	主な改正点など	備 考
株式交付費 (新株発行費)	- 新株の発行のみならず、自己株式の処分に係る費用も繰延資産とし、あわせて「株式交付費」とする。 「均等額以上」の償却から「月数」を基準とした償却とする。他の繰延資産も同様。	資本控除方式は検討したもの、IASB とのコンバージェンス会議の結果などを踏まえて、「当面の取扱い」は費用処理を継続する。
社債発行費	３年以内の償却から社債の償還期間での償却に変更する。	
(社債発行差金)	繰延資産ではなく、社債から控除する方法に変更。償却方法については、特段の変更は予定していない。	- 繰延資産に該当しない。 - 金融商品会計基準の改正が必要
創立費	特段の変更はなし。	P/L 表示区分は営業外費用
開業費	特段の変更はなし。	P/L 表示区分は営業外費用 (営業費用を妨げず)
開発費	- 特段の変更はなし - 研究開発費等会計基準の研究開発費に該当しないものは、引き続き「開発費」として繰延資産計上できる。 - 研究開発費等会計基準の研究開発費に該当するものは、従来と同様、繰延資産計上できず、費用処理のみ認められる。	P/L 表示区分は営業費用
建設利息	廃 止	

３ 適用時期（詳細は今後検討）

- 基本的には、会社法が平成 18 年 5 月 1 日から施行されていること、及び現行会計処理を基礎とした内容であることを踏まえ、公表日から適用する。
- 会社法施行日後、公表日までの取引については、早期適用できる。
- 会社法施行日前のものについては、従来の会計処理を、原則として継続する。
- 会計方針の変更として取扱う項目の整理